

法務省民商第2187号
平成13年9月12日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の廃止に伴う登記事務の取扱いについて（通知）

商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下「法」という。）が本年10月1日から施行され、法第4条により株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）が廃止されることとなったが、これに伴う登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 次に掲げる通知は、本年10月1日をもって廃止する。
 - (1) 平成9年5月21日付け法務省民四第918号民事局第四課長通知「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて」
 - (2) 平成10年3月30日付け法務省民四第624号民事局第四課長通知「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて」
- 2 次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の買受け及び資本準備金をもつてする自己株式の消却を認めることとされた（法附則第3条第4項、第24条第1項）ので、この場合における登記事務の取扱いについては、なお従前の例による。